

平成27年度事業計画書

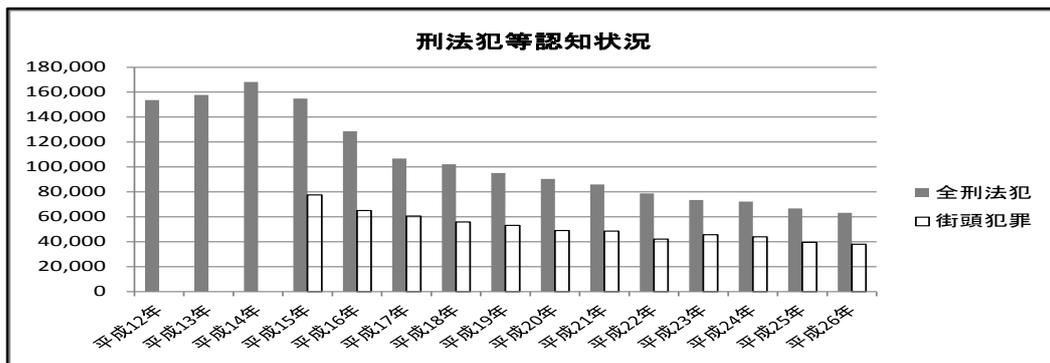
平成26年中の犯罪情勢

1 刑法犯の発生状況

刑法犯認知件数は63,259件（前年比-3,535件、-5.3%）で、平成15年以降、12年連続して減少し、過去最高を記録した平成14年の刑法犯認知件数の半数以下となっている。

県民の身近で発生する街頭犯罪については、38,067件（前年比-1,456件、-3.7%）で空き巣などの住宅対象侵入犯罪や強制わいせつ等が減少している。

一方では、オートバイ盗や自動販売機ねらいなどの事件が増加し、さらに、高齢者の被害者が半数以上を占めるニセ電話詐欺が、272件（前年比+66件）、被害総額は約12億9千万円（前年比+約1億6千万円）と過去最高を示すなど、治安水準が十分に回復したとはいえない状況にある。



2 少年非行情勢

刑法犯少年の検挙補導人員は3,488人（前年比-552人、-13.7%）で全国6位、非行者率（10歳から19歳までの少年人口1,000人当たり）に刑法犯少年が占める割合）は7.3人（同-1.1人）で全国3位と、減少傾向は示しているものの、依然として高水準で推移している。

また、インターネットやスマートフォンに絡む犯罪被害として、コミュニティサイト・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）で被害に遭う児童が年々増加している。

3 薬物乱用情勢

全薬物関係事犯の検挙人員は874人（前年比-9人、-1.0%）で、前年とほぼ同様である。このうち、覚醒剤事犯が8割以上（検挙人員729人、83.4%）を占めている。

また、医薬品医療機器等法（旧薬事法）の改正（平成26年11月1日）により指定薬物の単純所持・使用が規制されたことのほか、県警察の新たな捜査手法により県内で営業する危険ドラッグ販売店舗を検挙し閉店させたこと（平成25年12月末・

15店舗、平成26年12月末・0店舗)などが要因となり、指定薬物事犯の検挙人員が激増し、覚醒剤や大麻などの旧来の規制薬物から、同様の作用を有する危険ドラッグへと乱用者が移行している状況が窺える。

4 暴力団情勢

平成26年は、長年、本県の最大の治安課題であった指定暴力団五代目工藤會に対して、同會総裁以下主要幹部らを多数検挙した上、暴力団対策法に基づき、工藤會本部事務所等に使用制限命令を発出するなど、壊滅的な打撃を与えた。加えて、市民をも巻き込んだ鮮烈な対立抗争を繰り返した道仁会と浪川睦会（旧九州誠道会）に対して、暴力団対策法の規制及び県警察の取締りや警戒活動により、両団体を弱体化させ対立抗争を抑え込んだ。その結果、昨年の本県における発砲事件は、記録の残る昭和45年以降、初めて「ゼロ」になるなど、県警察が実施してきた暴力団対策の中で、歴史的な一年となった。

また、県内の暴力団構成員数等についても、平成26年12月末現在で2,530人（前年同期比-180人）と減少傾向を示している。

第1 協会運営

1 定時総会

平成27年度の定時総会は、理事会において開催日時等を決定の上、平成26年度の事業報告、収支決算、その他議案について審議する。

2 理事会

- (1) 平成27年度第1回理事会を、5月12日（火）に開催し、平成26年度の事業報告・収支決算、その他議案について審議する。
- (2) 平成27年度第2回理事会を、平成28年3月中に開催し、平成28年度事業計画(案)及び収支予算(案)、定時総会の開催時期、その他議案について審議する。

3 監査

平成27年4月中に、平成26年度の業務執行状況等について、監事の監査を受ける予定である。

4 定期提出書類等の提出

公益社団法人として、法令の定めにより、本年6月末日までに「平成26年度に係る定期提出書類等」及び平成28年3月末日までに「平成28年度に係る事業計画等」を行政庁等に対して提出する。

5 行政庁による立入検査

法令（法人法、認定法、整備法等）で明確に定められた公益法人として遵守すべき事項について、法令（一般社団法人及び一般財団法人の認定等に関する法律第27条第1項）に基づく行政庁による立入検査が、本年度中に実施される予定であり、立入検査に対応した関係書類等の確認・整備等を行う。

第2 防犯対策事業

県警察の平成27年中の犯罪抑止対策

- 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

○ 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進
を踏まえ、地域の犯罪情勢、地域住民のニーズを把握した上で、防犯対策事業の推進を図るとともに、県警察、地区防犯協会、関係機関等との連携を密にし、地域安全活動及び広報啓発活動の促進を図る。

1 地域安全活動の推進

(1) 全国地域安全運動の推進

安全で安心なまちづくりの実現を目指し、県民の防犯意識の醸成と防犯ボランティア活動への参加意欲の高揚を図るため、全国地域安全運動期間中（10月11日から20日までの10日間）に各種行事の開催と広報啓発活動を行う。

また、全国地域安全運動の周知ためのポスター・標語の募集を4月から行い、優秀作品を表彰するとともに、全国統一ポスター・標語の候補作品として全国防犯協会連合会へ推薦する。

(2) 「安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」の開催

全国地域安全運動の一環として、県民の防犯意識の醸成と防犯ボランティア活動への参加意欲の高揚を図るとともに、防犯功労者・防犯功労団体等に対する表彰を行うため、県、県警察との合同により、10月上旬に「平成27年度安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」を開催する。

(3) 地域に密着した地域安全活動の推進及び支援

平成26年中の強制わいせつ等の認知件数は減少しているものの、全国的に見れば高水準で推移していることから、昨年に引き続き、県警察が平成27年の三大重点目標の一つに掲げる「性犯罪の抑止」対策として、平成23年度から推進しているSDE（Self（自己）・Defense（防衛）・Education（教育））推進事業の定着を図るため、県警察と協定を締結したSDE推進校（平成26年末累計162校）に対して自己防衛のための防犯ブザー等の防犯用品の配付などの支援活動及び犯罪被害防止啓発活動を継続して推進する。

また、警察本部及び警察署が重点犯罪として指定した罪種（警察本部指定罪種：性犯罪、特殊詐欺、住宅対象侵入盗、ひったくり）について、地区防犯協会、地域防犯ボランティア及び関係機関・団体等と連携・協働して、効果的な地域安全活動及び広報啓発活動を推進する。

(4) 防犯ボランティア地域交流会の開催

関係地区防犯協会との協働事業として、11月（予定）に、地域における防犯ボランティア団体相互の情報交換等を行うことで、団体間の活動の連携と活性化を図ることを目的として、「防犯ボランティア地域交流会」を開催する。

(5) 学生防犯ボランティア活動支援

防犯ボランティアの活動は、地域の治安向上に大きな成果を上げているものの、活動主体が中・高齢者層であることから、若年層への防犯ボランティア活動の浸透を目的とした、「学生防犯ボランティア活動促進事業」（平成24年度から実施）及び「学生防犯ボランティアサミット」（平成22年度から実施）を継続して推進し、県警察との協働による組織の拡充と活動の活性化を図る。

(6) 青パトを保有する防犯ボランティアの活動支援

青パト申請時に「青色回転灯」を提供するとともに、県警察との協働による石油販売店による青パト支援事業（平成25年度から実施、平成26年末現在98店舗）を継続して推進し、青パト運行に要する経費の一部を軽減するなど、青パトを保有する防犯ボランティアへの支援を行い、青パトを活用した防犯パトロール活動の活性化を図る。

（別添「平成26年中主な地域安全活動」参照）

2 広報啓発活動の実施

(1) 広報資料の作成

防犯意識の醸成・高揚や自主防犯活動の促進を図るため、チラシ、ポスターをはじめ、画像を多用したDVD等の広報資料を作成し、広く県民に配布、又は掲示・放映する等の方法による広報啓発活動を推進する。

(2) 各種広報媒体の活用

新聞、ラジオをはじめ、街頭ビジョン、映画館CM等の各種広報媒体を活用して県民の防犯意識の醸成と犯罪被害防止のための広報啓発活動を推進する。

(3) 広報紙「防犯ふくおか」の発行

犯罪情勢をはじめ、防犯対策や防犯ボランティアの活動等の情報を発信するため、広報紙「防犯ふくおか」を毎月発行し、地区防犯協会を通じて県内各世帯への回覧を行う。

(4) 「防犯ふくおか」発行状況

年 別	発行部数(部)	増 減(部)
平成24年	1,736,490	
平成25年	1,742,785	+6,295
平成26年	1,753,406	+10,621

3 少年の非行防止及び健全育成活動の実施

少年の非行・犯罪被害防止及び健全育成のため、防犯指導員、少年補導員等に対する活動支援や広報資料の作成・配付を行うとともに、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（主唱：内閣府）に併せ、少年の非行及び犯罪被害を防止するための広報啓発活動を展開するとともに、少年柔剣道合宿研修、囲碁大会などのスポーツ、文化事業への後援等を行う。

4 自転車防犯登録事業

(1) 自転車防犯登録の普及及び促進

ア 平成26年中の防犯登録台数は287,319台で、前年に比べ8,667台減少していることから、引き続き、自転車の防犯登録促進のためのキャンペーン及び各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進し、登録台数の向上を図る。

イ 自転車の盗難被害防止活動

平成26年中の全刑法犯認知件数の約22%を占める自転車盗難の防止等を図るために、チラシ、パンフレットの配布や新聞、ラジオ、広報誌（紙）等各種広

報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

(2) 放置自転車等対策への協力・支援活動の推進

違法駐輪や放置自転車の問題解消のため、自治体等の関係機関との良好な協力関係を維持するとともに、調査・照会業務の迅速・適切な処理による放置自転車等の早期返還を図る。

(3) 地区防犯協会等防犯登録所（店）に対する指導

ア 防犯登録事務手続きを迅速かつ適切に処理するために、防犯登録所（店）に対する業務指導を実施する。

イ 毎年2月に開催する「地区防犯協会職員研修会」及び「防犯登録だより」（平成25年7月から発行）を活用した防犯登録事務手続き等の適正処理及び処理能力の向上を図る。

(4) 自転車防犯登録台数

年 別	登 録 台 数 (台)	増 減 (台)
平成24年	294,290	
平成25年	295,986	+ 1,696
平成26年	287,319	- 8,667

第3 風俗環境浄化事業

1 県公安委員会からの受託事業の適正な推進

(1) 県公安委員会から委託された風俗営業管理者講習及び風俗営業の許可、承認申請等に伴う調査業務を適正に推進する。

(2) 6月に調査員研修会を開催し、調査業務の適正化及び調査員の資質の向上を図る。

(3) 風俗営業管理者講習・風俗営業許可申請等調査の状況

ア 風俗営業管理者講習

○ 定期講習

年 別	回数	受講者(人)	増減(人)
平成24年	21	979	
平成25年	21	969	- 10
平成26年	21	945	- 24

○ 処分者講習

回数	受講者(人)	増減(人)
1	3	
1	3	±0
1	3	±0

イ 調査業務

○ 許可申請

年 別	調査数(件)	増減(件)
平成24年	519	
平成25年	430	- 89
平成26年	469	+ 39

○ 変更承認申請

調査数(件)	増減(件)
113	
69	- 44
74	+ 5

2 少年の健全育成活動に対する支援

風俗環境浄化活動の一環として少年の健全育成活動に取り組んでいる少年指導委員

等の活動に対する協力・支援を行う。

3 風俗環境浄化活動に対する支援

福岡市中央区天神、博多区中洲、北九州市小倉北区堺町など歓楽街の風俗環境浄化のため、警察や地区防犯協会等が行う諸活動を支援する。

第4 AMマーク貼付事業

1 遊技機の健全化促進

遊技機の不正防止対策に寄与するAMマーク（地域防犯協賛機）の貼付事業の推進により、営業者に適正で健全な営業の自覚を促すとともに、不正遊技機の排除に努めることで、善良な風俗と清浄な風俗環境の保持を図る。

2 遊技場への立入検査

福岡県遊技業協同組合など5団体で構成する「福岡県不正防止対策機構」の一員として、定期的に遊技場に対する立入検査を実施し、不正遊技機等の発見に努める。

※ 立入検査の状況

年 別	立入回数 (回)	立入事業所 (店舗)	増 減
平成24年	24	85	
平成25年	24	91	+6
平成26年	24	89	-2

第5 青パトの自動車保険事業

青パト自動車保険事業は、県及び県警察からの要請を受け、平成25年7月1日から、新たな収益事業として事業を開始しているものであるが、青パトを保有している防犯ボランティア団体の経費軽減のため、青パトの自動車保険（任意保険）集団扱制度を適用の上、自動車保険（任意保険）の保険料の割引を行うことにより、青パトによる防犯パトロール活動の活性化を図るものであり、事業の周知と加入促進に努める。